

■介護保険給付対象

●通所リハビリテーション浜当日 利用料金表 【地域区分(焼津市)~7級地(10.17円)】

サービス内容略称	算定項目		単位数
要介護 1	通常規模型通所リハビリテーション費 (介護老人保健施設の場合) 3時間以上4時間未満	1回につき	486 単位
要介護 2			565 単位
要介護 3			643 単位
要介護 4			743 単位
要介護 5			842 単位
通所リハ処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位数の83/1000加算
★通所リハサービス提供体制加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上	1日につき	18 単位
科学的介護推進体制加算	通所リハビリサービスを受けた場合に算定	1月につき	40 単位
通所リハ提供体制加算1	リハビリテーション提供体制加算1(3時間以上4時間未満)	1回につき	12 単位
※通所リハ入浴介助加算(Ⅰ)		1回につき	40 単位
※通所リハ短期集中個別リハ加算	退院(所)日又は認定日から3月以内	1日につき	110 単位
※通所リハ送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	片道につき	-47 単位

(※印は該当する方のみ算定となります。★印は今後全利用者様に算定する可能性があります。算定となる場合はご連絡いたします。)

●介護予防通所リハビリテーション浜当日 利用料金表 【地域区分(焼津市)~7級地(10.17円)】

(要支援1・2の場合)

サービス内容略称	算定項目		合成単位数
予防通所リハビリ21	介護予防通所リハビリテーション費 (介護老人保健施設の場合)	要支援1	2268 単位
予防通所リハビリ22		要支援2	12カ月経過 ⇒ 2033
予防通所リハ処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	4228 単位
予防通所リハ特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		12カ月経過 ⇒ 3959
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の47/1000加算
★サービス提供体制加算(Ⅱ)支援1	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上		所定単位数の17/1000加算
★サービス提供体制加算(Ⅱ)支援2	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上		所定単位数の10/1000加算
予防通所リハ運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		72 単位
科学的介護推進体制加算	通所リハビリサービスを受けた場合に算定		144 単位
※予防通所リハ同一建物減算21	事業所と同一建物から利用		225 単位
※予防通所リハ同一建物減算22	(介護老人保健施設の場合)		40 単位
			-376 単位
		-752 単位	

(※印は該当する方のみ算定となります。★印は今後全利用者様に算定する可能性があります。算定となる場合はご連絡いたします。)

■介護保険給付対象外

昼食費	740円/日(おやつ含)
日用品費	100円/日
教養・娯楽費	100円/日

- 地域区分が7級地にて1単位の単価が10.17円と定められており、利用料はそれに基づき算定されます。
- また、介護保険制度の定められた計算式上、この表に提示されている介護給付対象の各項目の負担額と、実際の利用月ごとの合計負担額に僅差が生じることがあります。